

**E メール配信 (14 January 2021 09:39)**

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①ビジネストラックを利用した日本入国時の緩和措置変更等について

1月14日0時以降に日本に到着する場合、14日間待機の緩和措置(ビジネストラック)は認められないこととなりました。

また、ビジネストラック・レジデストラックの運用を停止し、両トラックによる外国人の新規入国は認められないこととなりました。

尚、本措置は、日本における緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、とされております。

詳細は下記、大使館のウェブサイトをご参照下さい。

[https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/keneki\\_0108.html](https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/keneki_0108.html)

以上

<本件担当> JCCI 事務局(担当: 清水) E-mail: [info@jcci.org.sg](mailto:info@jcci.org.sg)